

勧告書の手交にあたって

委員長談話（令和7年9月16日）

本委員会は、公正中立な第三者機関として、人事院、北海道人事委員会等と共同で、市内民間事業所の給与等の実態について、調査を実施したところでありますが、本年、人事院は、今日の厳しい人材獲得競争に照らし、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に引き上げております。

本市においても、人材確保競争が激化し、職員の採用を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き、有為かつ多様な人材を確保していくため、人事院の見直しを踏まえ、比較対象規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げることといたしました。

そして、見直し後のデータを基に公民給与を比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を3.29%、11,958円上回っていること、特別給については民間の年間支給割合が職員の平均年間支給月数を0.06月上回っていることなどが認められました。

これらの状況を踏まえ、月例給については、公民較差を解消するため、行政職給料表に関し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を上回る引上げを勧告するほか、地域手当の支給割合の引上げも勧告いたします。

また、通勤手当に関しまして、①自動車等を使用する職員に対する手当額の引上げ、②現行「60km以上」までとしている距離区分の上限を「100km以上」へと延長、③駐車場等の利用に対する手当の新設をそれぞれ勧告いたします。

次に、特別給についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告いたします。

これらの勧告が実施されることにより、給料月額、期末・勤勉手当ともに4年連続の引上げとなり、職員の年間給与についても4年連続の増加となります。

このことは、急速に変化し続ける社会経済情勢の中、日々職務に奮闘する職員にとって、より一層の士気高揚につながると思います。

本委員会といたしましては、全ての職員が、自らに与えられた使命を十分認識し、誇りとやりがいを持って、職務にまい進されることを期待するところであります。

市議会及び市長におかれましては、人事委員会による勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告の意義と、市政各分野において、多くの職員が市民生活を支えていることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。